



**JASDAQ**

平成18年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 宇津木 雅美  
(コード番号：3344)  
問合せ先 執行役員経理財務部長 塚田 英雄  
(TEL：029-853-1313)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年5月25日開催予定の第18回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年5月25日
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的  
「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①「会社法」第301条第2項により株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の皆様の利便性を高めるために、第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - ②「会社法」第370条により取締役会の書面決議が認められることに伴い、取締役会の決議事項について、取締役会を開催せずに取締役会の決議が可能となりますので、経営判断を機動的に行えるよう、第23条(取締役会の決議方法)に第2項を新設するものであります。
  - ③「会社法」第459条第1項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策を行えるように、第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
  - ④第35条(剰余金の配当等の決定機関)の新設により、「会社法」第459条第2項の要件を充たす限り、取締役会決議によって市場から自己株式を取得することが可能となりますので、不要となる現行の第6条(自己株式の取得)を削除するものであります。
  - ⑤第35条(剰余金の配当等の決定機関)の新設により、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことが可能となりますので、不要となる現行の第35条(中間配当)を削除するものであります。
  - ⑥「会社法」の施行後においては、株主総会、取締役会及び監査役会の議事録は「会社法」第318条第1項、第369条第3項、第393条第2項及び法務省令に基づき作成することと規定されたこと、及び任意的記載事項でもあることから現行の第14条(株主総会議事録)、第21条(取締役会議事録)及び第30条(監査役会議事録)は不要となりますので、これらを削除するものであります。
  - ⑦その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等使用の変更を行うものであります。
3. 変更の内容  
定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条 （省 略）	第1条 （現行どおり）
第3条  （新 設）	第3条
第4条 （公告の方法） 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第4条 <u>（機 関）</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>（1）取締役会</u> <u>（2）監査役</u> <u>（3）監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u>
第二章 株 式	第二章 株 式
第5条 （発行する株式の総数） 当社の発行する株式の総数は、124,720株とする。	第6条 （発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、124,720株とする。
第6条 <u>（自己株式の取得）</u> 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	（削 除）
（新 設）	第7条 <u>（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。
第7条 <u>（名義書換代理人）</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. <u>名義書換代理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任する。 3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	第8条 <u>（株主名簿管理人）</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 (株式取扱規程)  <u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第9条 (基準日)  <u>当会社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主を以て、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u>  <u>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者を以て、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第10条 (招 集)  <u>当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるごとに招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第11条 (招集者および議長)  <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第9条 (株式取扱規程)  <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第10条 (招 集)  <u>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>第11条 (定時株主総会の基準日)  <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>第12条 (招集権者および議長)  <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  <u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 (決議方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数を以て<u>これを行う</u>。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う</u>。</p> <p>第13条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする</u>。</p> <p>第14条 (株主総会議事録) <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する</u>。</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 (取締役の員数、選任) 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>2. <u>取締役の選任については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行い、累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時を以て満了とする</u>。</p>	<p>第14条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う</u>。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う</u>。</p> <p>第15条 (議決権の代理行使) 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる</u>。</p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない</u>。</p> <p>(削 除)</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (員 数) (現行どおり) (削 除)</p> <p>第17条 (選任方法) <u>取締役は、株主総会において選任する</u>。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う</u>。</p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>第18条 (任 期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 (代表取締役、役付取締役)  <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、取締役の中より会長1名、社長1名、副社長1名、専務取締役、常務取締役および相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第18条 (取締役会規程)          取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第19条 (取締役会の招集および議長)  <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第20条 (取締役会の決議方法)          取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第21条 (取締役会議事録)  <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>第19条 (代表取締役および役付取締役)  <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第20条 (取締役会規程)          取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第21条 (取締役会の招集権者および議長)  <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第22条 (取締役会の招集通知)  <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条 (取締役会の決議方法)  <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む)の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を免除する事ができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第24条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第23条 (社外取締役との間の責任限定規約)</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、今後そのものが取締役として商法第266条第1項第5号の行為により当社に損害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または商法第266条第19項各号の定める金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその賠償責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第24条 (取締役の報酬)</p> <p>取締役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第五章 監査役および監査役会</p>	<p>第25条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第五章 監査役および監査役会</p>
<p>第25条 (監査役の数、選任)</p> <p>当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>2. <u>監査役の選任については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 (員 数)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第27条 (選任方法)</p> <p>監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (監査役の任期)  <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時を以て満了とする。</u>  2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第28条 (任 期)  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第27条 (常勤の監査役)  <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第29条 (常勤の監査役)  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第28条 (監査役会)  <u>当会社の監査役会は、監査役を以て組織する。</u>  2. <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)  (削 除)</p>
<p>第29条 (監査役会の招集)  <u>監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その定めるところにより、これを招集するものとし、その通知は、各監査役に対して会日3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>  (新 設)  (新 設)</p>	<p>第30条 (監査役会の招集通知)  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>   2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 (監査役会規程)  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第30条 (監査役会議事録)  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 (監査役の責任免除)  <u>当会社は、監査役(監査役であった者を含む)の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、商法第280条第1項において準用する第266条第12項の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を免除することができる。</u></p>	<p>第32条 (監査役の責任免除)  <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第32条 (監査役報酬) 監査役報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第33条 (報酬等) 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">第六章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第六章 計 算</p>
<p>第33条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年3月1日から、翌年2月末日までの<u>年1期</u>とする。</p>	<p>第34条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第35条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p>第34条 (利益配当) 利益配当金は、毎決算期末現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に支払う。</p>	<p>第36条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第35条 (中間配当) 取締役会の決議により、毎年8月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に、商法293条の5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第36条 (配当金の除斥期間) 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. <u>未支払配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>第37条 (配当金の除斥期間等) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>
<p>平成18年3月1日 改定</p>	<p>平成18年5月25日 改定</p>